

装備品等及び役務の調達実施に関する訓令を次のように定める。

昭和49年3月8日

防衛庁長官 山中貞則

装備品等及び役務の調達実施に関する訓令

改正 昭和52年4月28日庁訓第18号 平成18年3月27日庁訓第12号
昭和56年2月10日庁訓第1号 平成18年7月28日庁訓第83号
昭和59年5月30日庁訓第33号 平成19年1月5日庁訓第1号
昭和59年6月30日庁訓第37号 平成19年8月27日省訓第137号
昭和63年3月30日庁訓第37号 平成20年3月31日省訓第30号
平成4年4月9日庁訓第18号 平成23年4月1日省訓第16号
平成10年12月2日庁訓第46号 平成25年12月4日省訓第52号
平成10年12月25日庁訓第49号 平成27年10月1日省訓第39号
平成11年7月1日庁訓第40号 平成28年3月31日省訓第37号
平成13年1月6日庁訓第2号 平成30年3月29日省訓第25号
平成13年3月23日庁訓第22号 令和5年3月31日省訓第33号
平成14年3月25日庁訓第16号 令和5年6月30日省訓第57号
平成16年3月29日庁訓第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省における装備品等及び役務の調達の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大臣官房等 大臣官房、防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局をいう。
- (2) 大臣官房長等 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長をいう。
- (3) 庁費 (目) 庁費により支出する経費をいう。

- (4) 装備品等 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 13 号に規定する装備品等をいう。
- (5) 輸入品等 防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等及び役務（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等及び役務を含む。）をいう。
- (6) 物品管理官 物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）第 8 条第 3 項に規定する物品管理官及び物品管理法施行令（昭和 31 年政令第 339 号）第 8 条第 5 項に規定する物品管理官代理をいう。
- (7) 仕様書 装備品等の標準化に関する訓令（昭和 43 年防衛庁訓令第 33 号）第 3 条第 4 号に規定する仕様書（役務契約にあつては役務の内容を示す文書）をいう。
- (8) 仕様書等 仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。

（中央調達）

第 3 条 防衛装備庁の所掌事務（法第 4 条第 1 項第 13 号に掲げる事務に係るものに限る。次項において同じ。）として行う装備品等及び役務の調達は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる装備品等（庁費で購入するものを除く。）及び役務（第 4 条又は第 5 条第 1 項の規定により調達を行う場合を除く。）の調達
 - (2) 別表に掲げる装備品等及び役務以外であつて、適正かつ効率的な遂行が求められる調達
- 2 前項に規定する防衛装備庁の所掌事務として行う装備品等及び役務の調達は、これを中央調達という。

（調達の実施の特例）

第 4 条 大臣官房等及び防衛装備庁においては、別表に掲げる装備品等（庁費で購入するものを除く。）又は役務の調達で、調達要求 1 件の金額が 150 万円以下のものを行うことができる。

第 5 条 大臣官房等及び防衛装備庁においては、次の各号の 1 に該当する場合には、別表に掲げる装備品等（庁費で購入するものを除く。）又は役務の調達（調達要求 1 件の金額が 150 万円以下のものを除く。）を行うことができる。

- (1) 特に緊急の必要があるため、中央調達の手続を待つては業務の遂行に支障が生じる場合
- (2) その他特別の事由により、防衛大臣の承認を受けた場合

2 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、前項第1号の規定による調達を行った場合には、当該調達に係る契約を締結した日から30日以内に、その旨を防衛大臣に報告するものとする。

第5条の2 前2条の規定により大臣官房等又は防衛装備庁において行う調達その他中央調達以外の調達は、これを地方調達という。

(調達の受託等)

第6条 防衛装備庁長官は、次の各号に掲げる場合であつて、第3条第1項第2号の規定に該当すると認めるときは、これを行うことができる。

- (1) 大臣官房長等から、別表に掲げる装備品等(庁費で購入するものを除く。)及び役務以外の装備品等又は役務を調達することの申し込みがあつた場合
- (2) 防衛装備庁の物品管理官から、その所掌する事務を遂行する上で必要な別表に掲げる装備品等(庁費で購入するものを除く。)及び役務以外の装備品等又は役務を調達することの上申があつた場合

(調達の実施の協力)

第7条 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、それぞれ相互間において、別表に掲げる装備品等(庁費で購入するものを除く。)及び役務以外の装備品等又は役務の調達について協力の申し込みがあつた場合には、協力するものとする。

(調査及び資料の収集)

第8条 防衛装備庁長官及び地方防衛局長は、装備品等及び役務の調達に関する事務を適正に行うため、次の各号に掲げる調査及び資料の収集を行うものとする。

- (1) 業態調査及び原価調査
 - (2) 原価計算、契約の締結及び原価監査に関する資料の収集及び調査
 - (3) 監督及び検査に関する資料の収集及び調査
- 2 防衛装備庁長官又は地方防衛局長は、前項の規定により行った調査及び資料の収集の結果得た資料のうち、調達業務の遂行に必要と思われる資料を防衛装備庁長官又は地方防衛局長に送付するものとする。
- 3 防衛装備庁長官は、前各項の規定により行った調査及び資料の収集の結果得た資料のうち、大臣官房等における調達業務の遂行に必要と思われる資料を大臣官房長等に送付するものとする。

(調達基本計画の作成)

第9条 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、中央調達について、別記様式により調達基本計画を作成し、前年度の3月20日までに、防衛大臣に提出するとともに、大臣官房長等は、その写しを防衛装備庁長官に送付するものとする。

2 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、調達基本計画を修正したときは、その修正分について、防衛大臣に報告するとともに、大臣官房長等は防衛装備庁長官に通知するものとする。

3 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、地方調達（庁費によるものを除く。）について、別記様式により調達基本計画を作成し、前年度の3月20日までに防衛大臣に提出するものとする。

（調達実施計画の作成）

第10条 防衛装備庁長官は、装備品等又は役務の調達の円滑かつ適正な実施に資するため前条第1項の規定により送付を受けた調達基本計画に基づいて調達実施計画を作成するものとする。

（調達実施計画による管理）

第10条の2 防衛装備庁長官は、前条の規定により作成した調達実施計画に関する情報を大臣官房長等及び防衛装備庁長官に共有し、これにより当該調達実施計画の対象とする年度の調達の管理を行うものとする。

2 防衛装備庁長官並びに大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、前項の管理の実施に関し、相互に必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（調達要求）

第11条 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、船舶（浮標、浮さん（・）橋及び浮ドックを含む。）若しくは航空機、これらに関する役務又は装備品等に関する役務以外の役務の調達をしようとするときは、支出負担行為担当官に対し、その調達に必要な仕様書等を添えた調達要求書により調達要求をするものとする。この場合において、調達要求の内容は、自衛隊予算の執行手続に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第29号）第5条の規定により作成された支出負担行為計画示達内訳書（以下「示達内訳書」という。）に記載されている品目、数量、金額等の範囲を超えるものであつてはならない。

2 大臣官房等及び防衛装備庁の物品管理官は、装備品等又は役務の調達（前項の調達を除く。）をしようとするときは、支出負担行為担当官に対しその調達に必要な仕様書等を添えた調達要求書により調達要求をするものとする。この場合において、調達要求の内容は、示達内訳書に記載されている品

目、数量、金額等の範囲を超えるものであつてはならない。

- 3 陸上幕僚長又は陸上自衛隊の物品管理官は、防衛大臣の承認を得て第1項及び第2項の調達要求書を陸上自衛隊補給統制本部長に、海上自衛隊の物品管理官は、防衛大臣の承認を得て第2項の調達要求書を海上自衛隊補給本部長に、航空幕僚長又は航空自衛隊の物品管理官は、防衛大臣の承認を得て第1項及び第2項の調達要求書を航空自衛隊補給本部長に、それぞれ作成させることができる。

(調達要求に関する協議等)

- 第12条 防衛装備庁長官は、調達要求の金額若しくは納期又は仕様書等（契約締結後に変更した仕様書等を含む。）の内容が適正でないため、調達要求どおりの装備品等又は役務の調達に関する事務を行うことが困難であると認めるときは、当該調達要求をした大臣官房長等と調達要求の変更について協議するものとする。ただし、次項の措置をとる場合には、この限りでない。
- 2 防衛装備庁長官は、装備品等又は役務の契約（艦船建造関係の調達に係る契約を除く。）をしようとする場合で当該契約の予定価格が調達要求額を超えるときは、当該契約に係る予算と同一の事項の示達残額のうち100万円の範囲内の額を充当することができる。

(契約履行の途中における協議)

- 第13条 防衛装備庁の支出負担行為担当官は、契約の相手方が仕様書等に基づいて作成した文書、図面、写真、見本（模型を含む。）その他仕様書等において支出負担行為担当官の承認を受けることとされているものについて、承認しようとする場合には、調達要求をした者と協議するものとする。

(調達実施に関する連絡)

- 第14条 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、装備品等又は役務の調達を行うにあたり、次の各号に掲げる事項について、相互に連絡及び調整を行い、業務の遂行の円滑を図るものとする。
- (1) 調達要求の時期、金額等
 - (2) 調達の実施状況

(防衛大臣による調達の相手方の選定)

- 第14条の2 防衛大臣は、支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。）による装備品等及び役務の契約の相手方の選定に先立ち、当該装備品等及び役務の調達の相手方を選定する必要がある場合には、装備取得委員会に諮問した上、当該調達の相手方を選定し、関係する大臣官房長等及び防

衛装備庁長官に通知する。

(指名随契審査会)

第 15 条 防衛装備庁長官は、次に掲げる場合を除き、第 3 条に規定する装備品等及び役務について指名競争契約又は随意契約を行う場合には、当該契約の方式によることの妥当性を確認するため、契約の方式及び相手方の選定について指名随契審査会に諮問しなければならない。ただし、当該年度において既に指名随契審査会の答申に基づき装備品等又は役務の契約を締結する場合の契約方式の選定の理由及び相手方と同一の場合については、この限りでない。

- (1) 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 3 項又は予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 94 条第 2 項の規定による指名競争契約を行う場合で、調達要求 1 件の金額が 1,500 万円を超えないとき。
 - (2) 会計法第 29 条の 3 第 4 項又は予算決算及び会計令第 99 条第 1 号、若しくは、第 8 号の規定による随意契約を行う場合で、調達要求 1 件の金額が 900 万円を超えないとき。
 - (3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助（以下「有償援助」という。）により調達を行う場合
 - (4) 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和 5 年法律第 54 号）第 4 条第 1 項の規定により装備品安定製造等確保計画の認定を受けた装備品製造等事業者と当該装備品安定製造等確保計画に係る特定取組に関する契約を行う場合
 - (5) 指名競争契約又は随意契約によることができる場合で、前条の規定により、防衛大臣から通知のあつた相手方と契約するとき。
- 2 前項の規定により、指名随契審査会に諮問しなければならない契約のうち、緊急を要する調達に係る契約であつて、次に掲げる場合は、同項の規定による指名随契審査会に諮問することを要しない。この場合において、防衛装備庁長官は、当該調達に係る契約を締結した日から 30 日以内に指名随契審査会に報告するものとする。
- (1) 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 6 章に規定する自衛隊の行動に関する調達を行う場合
 - (2) 故障修理又は安全対策に係る調達を行う場合
 - (3) その他部隊支援上必要な調達を行う場合
- 3 指名随契審査会は、防衛装備庁に置く。
- 4 大臣官房及び各局の関係課長及び衛生官は、指名随契審査会に出席して意見を述べることができる。

5 前項に定めるもののほか、指名随契審査会に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が防衛大臣の承認を得て定める。

(防衛大臣の承認又は報告を要する契約)

第 16 条 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、次の各号に掲げる場合を除き、調達要求 1 件の金額が 7,500 万円以上の装備品等及び役務について随意契約を行う場合には、随意契約によることとした大臣官房長等及び防衛装備庁長官の判断の妥当性を確認するため、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、随意契約の選定の理由及び相手方が当該年度において、既に防衛大臣の承認を受けて随意契約を締結する場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合については、この限りでない。

- (1) 調達要求 1 件の金額が 1 億 5,000 万円を超えない場合で、装備品等の本体の部品、附属品及びこれらに関連する役務について本体の供給先と契約を行うとき。
- (2) 調達要求 1 件の金額が 1 億 5,000 万円を超えない場合で、航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号）第 2 条の 2 又は武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）第 3 条の規定による許可に係る事業を行う者が一者に限られているため、当該者と契約を行うとき。
- (3) 競争に付しても入札者がいない場合又は再度の入札をしても落札者がいない場合に、予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く。）を変更せず随意契約を行うとき。
- (4) 契約の履行中に、当初予期し得ない事実の発生により契約の内容を変更する必要が生じ、原契約者と変更契約を行う場合
- (5) 契約履行に実際に要した費用を当初契約金額に反映する必要が生じ、原契約者と変更契約を行う場合
- (6) 外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている日本企業と、当該ライセンスに係る装備品等及び役務について随意契約を行う場合
- (7) 装備品等の研究開発に係る業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合で、研究開発主体が研究開発過程を通じて同一でなければ研究開発の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあることを理由として、分割した 2 回目以降の契約を随意契約で行うとき（分割した最初の契約の締結に当たって企画競争等の実施により競争性を確保した場合に限る。）。
- (8) 装備品等の定期整備、検査等の契約であって、当該契約の履行中に、当該装備品等の不具合等当初予期し得ない事実の発生により追加契約を行う必要が生じ、原契約者と契約する方が有利な価格をもって契約できること

が明らかであって、随意契約以外の手続をとる時間的余裕がない場合又は不具合等の原因が原契約者に起因することが否定できず原契約者と契約を行う必要がある場合

- (9) 有償援助として調達を行う場合
- (10) 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第4条第1項の規定により装備品安定製造等確保計画の認定を受けた装備品製造等事業者と当該装備品安定製造等確保計画に係る特定取組に関する契約を行う場合
- (11) 第14条の2の規定により、防衛大臣から通知のあつた相手方と随意契約を行う場合
- (12) 第5条第1項第1号の規定による調達を行う場合
- (13) 調達要求1件の金額が1億5,000万円以上の場合で、航空機製造事業法第2条の2又は武器等製造法第3条の規定による許可に係る事業を行う者が一者に限られているため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に防衛大臣の承認を受けて随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合
- (14) ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要せず、製造元である外国企業からそのライセンス生産を認められている者が一者に限られているため、当該者と契約を行う場合
- (15) 輸入品の製造元である外国企業から日本国内における正当な輸入販売代理権を認められている者が一者に限られているため、当該輸入販売代理権に係る装備品等及び役務について契約を行う場合
- (16) 試作等を通じて開発した装備品等の量産の場合で、契約の履行に必要な技術又は設備を有する者が一者に限られているため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に防衛大臣の承認を受けて随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合
- (17) 複数の構成部品が一体となって機能を発揮する装備品等の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合で、当該装備品等の全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の者の管理下で契約を履行しなければ、製造の目的達成に支障が生じるおそれがあるため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に防衛大臣の承認を受けて当該装備品等の構成部品に係る随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合
- (18) 試作等に付随して実施が必要となる契約のうち、試作品の機能及び性

能の確認に係る部品又は技術支援その他役務の契約であって、当該契約を履行できる者が一者に限られているため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に防衛大臣の承認を受けて随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合

(19) 契約の履行に必要な製造図書や知的財産権等を利用できる者が一者に限られているため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に防衛大臣の承認を受けて随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合

(20) 契約に必要な設備、技術等について明らかにして公募を行った結果、応募者が一者となったため、当該者と契約を行うときであって、かつ、随意契約の選定の理由及び相手方について、当該年度の前年度以前に契約に必要な設備、技術等について明らかにして公募を行った結果、応募者が一者となったため随意契約を締結した場合の随意契約の選定の理由及び相手方と同一である場合

(21) 企画競争を行った結果、最も優れた提案を行った者と随意契約を行う場合

(22) 作業効率化促進制度又はインセンティブ契約制度の適用を受ける契約の相手方が一定の要件を満たした結果、当該制度の対象となる契約について当該相手方と随意契約を行う場合

2 前項の規定により、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない契約のうち、緊急を要する調達に係る契約であって、次に掲げる場合は、同項の規定による防衛大臣の承認を得ることを要しない。この場合において、大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、当該調達に係る契約を締結した日から 30 日以内に防衛大臣に報告するものとする。

(1) 自衛隊法第 6 章に規定する自衛隊の行動に関する調達を行う場合

(2) 故障修理又は安全対策に係る調達を行う場合

(3) その他部隊支援上必要な調達を行う場合

3 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、第 1 項第 14 号、第 15 号又は第 21 号に該当する場合にあつては、随意契約によることとした日から 30 日以内に防衛大臣に報告するものとする。ただし、同項第 14 号又は第 15 号に該当する場合において、既にこの項の規定による防衛大臣への報告を行っている場合については、この限りでない。

4 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、第 1 項第 13 号から第 19 号までに該当する場合にあつては、毎年度、契約を履行できる者が一者のみに限られて

いることを公募等により確認するものとする。

(調達調整会議)

第 17 条 防衛装備庁長官は、装備品等又は役務の調達の実施に関し関係機関相互間の調整を行う為に調達調整会議を開催する。

2 調達調整会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

(委任規定)

第 18 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に訓令で定めるほか、大臣官房長等及び防衛装備庁長官がそれぞれその所掌について定めるものとする。

2 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、前項の定めをした場合には、速やかに、これを防衛大臣に報告しなければならない。

附 則 (抄)

1 この訓令は、昭和 49 年 3 月 8 日から施行する。

2 調達実施本部の調達実施に関する訓令 (昭和 29 年防衛庁訓令第 13 号) 及び輸入品の調達に関する訓令 (昭和 30 年防衛庁訓令第 47 号) は、廃止する。

附 則 (昭和 52 年 4 月 28 日庁訓第 18 号)

この訓令は、昭和 52 年 5 月 2 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 2 月 10 日庁訓第 1 号)

この訓令は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。ただし、第 9 条中俸給の特別調整額に関する訓令別表ハの改正規定及び第 15 条の改正規定は、同年 3 月から施行する。

附 則 (昭和 59 年 5 月 30 日庁訓第 33 号)

この訓令は、昭和 59 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 6 月 30 日庁訓第 37 号) (抄)

1 この訓令は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 30 日庁訓第 6 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 4 月 9 日庁訓第 18 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 12 月 2 日庁訓第 46 号)

この訓令は、平成 10 年 12 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 12 月 25 日庁訓第 49 号)

この訓令は、平成 11 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 1 日庁訓第 40 号）

この訓令は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 6 日庁訓第 2 号）（抄）

この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日庁訓第 22 号）（抄）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 25 日庁訓第 16 号）

この訓令は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日庁訓第 14 号）

この訓令は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 12 号）

- 1 この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 第 89 条の改正規定により、統合幕僚長は、この訓令の施行の日に、第 4 条第 3 項に規定する長官への上申（以下この項において「上申」という。）をしなければならない。ただし、上申をしようとする搜索救助管轄区域及び区域調整官が航空救難に関する訓令（昭和 35 年防衛庁訓令第 56 号）第 6 条第 3 項の規定により現に定められている救難区域及び区域指揮官と同一のものである場合には、その旨を長官に報告することをもって上申に代えることができる。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日庁訓第 83 号）

- 1 この訓令は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 27 日省訓第 137 号）

この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日省訓第 30 号）

この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日省訓第 16 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 4 日省訓第 52 号）

この訓令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 89 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日省訓第 25 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日省訓第 33 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和5年6月30日省訓第57号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。ただし、この訓令による改正後の装備品等及び役務の調達実施に関する訓令第15条第1項第4号及び第16条第1項第10号の規定は同年10月1日から適用する。

別表(第3条から第7条まで関係)

大分類 10 武器

小分類番号	分類名称	装備品等の例
1005	口径 30mm 以下の銃及び砲	けん銃、騎銃、小銃、短機関銃、機関銃、機関砲、銃剣、銃架、砲身、砲架、てき弾発射器、銃身
1010	口径 30mm を越え 75mm 未満の砲	無反動砲、加農砲、りゅう弾砲、迫撃砲、対戦車砲、高射砲、砲架、砲身、装てん機、駐退機
1015	口径 75mm 以上 125mm 以下の砲	無反動砲、加農砲、りゅう弾砲、迫撃砲、対戦車砲、高射砲、盾、砲架、砲塔、砲身、揚弾機、装てん機、てき弾発射機、駐退機
1020	口径 125mm を越え 150mm 以下の砲	加農砲、りゅう弾砲、対戦車砲、盾、駐退機、砲架、揚弾機、砲塔、砲身、無反動砲
1025	口径 150mm を越え 200mm 以下の砲	加農砲、りゅう弾砲、迫撃砲、対戦車砲、盾、駐退機、砲架、砲塔、砲身、揚弾機
1030	口径 200mm を越え 300mm 以下の砲	加農砲、りゅう弾砲、盾、駐退機、砲架、装てん機、砲塔、砲身、揚弾機
1035	口径 300mm を越える砲	加農砲、りゅう弾砲、盾、駐退機、砲架、装てん機、砲塔、砲身
1040	化学武器及び化学装置	放射機、発煙機、散布機
1045	魚雷発射装置	魚雷発射管、対潜弾投射機
1055	ロケット弾発射装置及び火工品発射装置	ロケット発射機、火工品発射機、信号発射筒(潜水艦用)、発音弾投下機、ソノブイ投射機
1070	防潜網及び防材	防潜網、防材
1075	消磁器材及び掃海器材	船体消磁装置、消磁用器材、掃海電線展開装置、自動管制装置、えい航装置、掃海具巻揚機、掃海具展張揚収装置、掃海具揚収器、切断器、掃海用器材
1080	偽装用器材及び欺まん用器材	偽装用器材
1095	その他の武器	もやい銃、もやい索投射機、信号けん銃、えい航具、信号照明銃、阻さい気球、弾薬車

大分類 12 射撃管制装置

小分類番号	分類名称	装備品等の例
1210	射撃管制用方位盤	対空用方位盤、対水上用方位盤

1220	射撃管制用計算照準器及び射撃管制用計算装置	特殊定規、特殊計算尺、照準器、標定板、対勢盤、弾道計算機
1230	射撃管制装置一式	射撃管制装置、爆撃照準装置、魚雷発射指揮装置、爆雷投射装置、投下指揮装置、水中攻撃指揮装置、爆撃管制装置、爆撃指揮装置、魚雷管制パネル
1240	光学的照準機器及び光学的測定機器	測距儀、測高機器、測角機器、照準機器、砲隊鏡、スナイパースコープ、方位測定機
1250	射撃管制用安定機構	安定資料計算機、安定資料算出セット
1260	射撃管制用指令機器及び射撃管制用指示機器	加速度計、角加速度計、コンソール、砲塔指示用機器、砲指示用機器、探照燈指示用機器、目標指示用機器、同期装置
1265	射撃管制用発信機器及び射撃管制用受信機器（航空機とう載用を除く。）	方位発信機、距離発信機、深度発信機、ふ仰発信機、方位受信機、距離受信機、深度受信機、ふ仰受信機
1270	航空機用射撃管制装置構成品	射撃管制装置構成品
1280	航空機用爆撃管制装置構成品	爆撃管制装置構成品
1285	射撃管制用レーダ装置（航空機とう載用を除く。）	射撃管制用レーダ装置
1287	射撃管制用対潜測音機器	対勢盤、対潜測音装置
1290	その他の射撃管制装置	せん光音源標定セット、音源標定セット、ら針儀、射撃指令セット、インタバロメータ、アーマメントコントロールパネル

大分類 13 弾薬及び火薬類

小分類番号	分類名称	装備品等の例
1305	口径 30mm 以下の銃及び砲の弾薬	普通弾、散弾、狭搾実包、ぜい弱弾、空包、高圧試験弾、信管、雷管、徹甲弾、えい光弾、焼い弾、縮射弾、もやい銃弾、もやい索投射機用薬包
1310	口径 30mm を越え 75mm 未満の火砲用弾薬	空包、りゅう弾、えい光弾、徹甲弾、礼砲薬包、照明弾、発煙弾、発射装薬、焼い弾、縮射弾、散弾
1315	口径 75mm 以上 125mm 以下の火砲用弾薬	空砲、りゅう弾、えい光弾、焼い弾、照明弾、宣伝弾、縮射弾、徹甲弾、薬包、礼砲薬包、散弾、発射装薬、発煙弾
1320	口径 125mm を越える火砲用弾薬	空包、カタパルト弾、りゅう弾、えい光弾、信号弾、照明弾、礼砲薬包、発煙弾、発射

		装薬、徹甲弾、消炎剤薬包
1325	爆弾	爆弾(訓練爆弾及び対潜弾を含む。)、信管、爆弾集束装置
1330	てき弾	手りゆう弾、小銃てき弾、てき弾発射薬筒
1336	誘導弾実用頭部及び誘導弾爆発構成	誘導弾実用頭部及び爆発コンポーネント、伝爆薬、導爆薬、信管
1337	誘導弾爆発推進装置、個体燃料及びその構成	推進装置、分離装置
1338	誘導弾訓練用推進装置、固体燃料及びその構成	推進装置、火管、ATM擬製弾
1340	ロケット、ロケット弾及びロケット構成	ロケット(ロケット用固体燃料を含む。)、ロケット弾、擬装ロケット弾、JATO、信号照明ロケット、実用頭部保護筒、装薬、起爆薬、信管、推進機、実用頭部
1345	地雷	対戦車地雷、対人地雷、訓練地雷
1350	機雷の非爆発性構成	訓練用機雷、機雷(さく薬なし)、発火装置
1351	機雷の爆発性構成	機雷(さくてん済)伝爆薬、雷管、火管
1355	魚雷の非爆発性構成	訓練魚雷、擬製魚雷、魚雷用二次電池、訓練頭部、魚雷本体、起爆器
1356	魚雷の爆発性構成	実用頭部、伝爆薬、雷管、信管
1360	爆雷の非爆発性構成	訓練用爆雷、擬製爆雷、爆雷(さく薬なし)、伸張器
1361	爆雷の爆発性構成	爆雷(さくてん済)、伝爆薬、雷管
1365	化学剤(訓練用)	催涙液、焼い油脂、発煙液
1370	火工品	陸上用信号発煙筒、航空用信号発煙筒、信号けん銃弾、信号筒、照明弾、表示弾、表示筒、ちよう光投弾、発煙投弾、信号煙管、信号火せん、着水照明筒、遭難信号筒、マリナーカ、エアクラフトフロートライト、水上救命筒、海面着色弾、航法目標弾、発音弾、エアクラフトフロートシグナル、グリーンマーカ、ボールマーカ
1375	爆破材料	爆薬、推進薬、導火線、導爆線、エンジン始発筒、雷管
1376	爆薬	爆薬、固体推進薬
1377	薬きよう、推進薬起爆装置及	導爆線、航空機座席射出機、航空機キヤノ

	びその構成品	ピーリムバ、薬きょう
1385	地上用爆発兵器処理工具及び水上用爆発兵器処理工具	点検セット、揚収セット
1386	水中用爆発兵器処理工具	爆発武器処理用工具セット
1390	信管及び火管	信管、火管、擬製信管、擬製火管
1395	その他の弾薬及び火薬類	リンク・カートリッジ類（航空用、掃海具用、標的機用、ソーナー用、ただし航空用緊急脱出装置を除く。）
1398	特殊弾薬取扱い用器材及び特殊弾薬サービス用器材	運搬車、取扱いトラック、ロケット取扱装置、輸送用トレーラ、ホイストスリング、ポンプスキット

大分類 14 誘導弾

小分類番号	分類名称	装備品等の例
1410	誘導弾	誘導弾
1420	誘導弾構成品	誘導弾構成品のうち本体部及び主フィンキット
1425	完成誘導弾装置	防空誘導弾装置、対地誘導弾装置、対空誘導弾装置、対戦車誘導弾装置、対舟艇対戦車誘導弾装置、対艦誘導弾装置
1427	誘導弾サブシステム	発射装置（コンテナ）、プログラマ試験ステーション、遠隔管制装置
1430	誘導弾遠隔管制装置	誘導弾遠隔管制装置、計算機
1440	誘導弾発射装置	誘導弾発射装置
1450	誘導弾サービス用器材	誘導弾操作用機器（運搬用特殊車両を含む。）、トラクタ、トレーラ、電源ステーション

大分類 15 航空機及び航空機機体構造構成品

小分類番号	分類名称	装備品等の例
1510	固定翼航空機	固定翼航空機
1520	回転翼航空機	ヘリコプタ
1530	軽航空機	飛行船、自由気球、係留気球
1540	グライダー	グライダー
1550	ドローン	目標機、無線操縦無人機
1560	航空機機体構造構成品	永久装備の燃料タンク、排気装置、ヘリコプタ操縦機構、補助燃料タンク

大分類 16 航空機用構成品及び航空用アクセサリ

小分類番号	分類名称	装備品等の例
-------	------	--------

1610	航空機用プロペラ	プロペラ系統コンポーネントアクセサリ機器
1615	ヘリコプタ用ロータブレード及びヘリコプタ用構成品	駆動装置、ロータ、クラッチ、変速機、完備したローター式
1620	航空機着陸装置構成品	車輪（ブレーキを含む。）、着陸系統装置、油圧式首振装置、制動装置、油圧式かじ取り装置、降着装置
1630	航空機用車輪及び航空機用ブレーキ装置	スキー、フロート、着陸車輪スキッド、デテクタ、油圧式車輪ブレーキ、空圧式車輪ブレーキ・ロータ、ブレーキ装置
1650	航空機用油圧装置構成品、航空機用真空装置構成品及び航空機用除氷装置構成品	航空機用油圧系統機器、航空機用真空系統機器、航空機用除氷系統機器、蓄圧機
1660	航空機用空気調節装置、航空機用加温装置及び航空機用与圧装置	航空機用空気調節系統機器、航空機用加温系統機器、航空機用与圧系統機器、ボンベ、酸素マスク、酸素装置、キャビン圧力調整装置、熱交換器、エア・エキスパンション・タービン、航空機用ヒータ、空気拡散装置、キャビン圧力セレクトタ、液体酸素気化器、酸素調整器、空気膨張タービン、キャビン過給装置
1670	落下さん、空中つり上装置、空中補給装置、空中回収装置及び空輸貨物固縛器材	落下さん、空中輸送ちよう索セット、誘導さん
1680	その他の航空機構成品及びその他の航空機用アクセサリ	動翼作動器、修正だ作動器、エルロン作動器、とう載ウインチ、定速駆動装置、離脱装置、二次電池

大分類 17 航空機の射出用器材、着陸用器材及び地上支援用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
1710	航空機バリヤ用器材及び航空機バリケード用器材	クラツシユバリヤ、クラツシユバリヤ作動網
1720	航空機射出装置	カタパルト、ドローン発射装置
1730	航空機地上サービス用器材	エンジン予熱機、エアスタータ、可搬式酸素装置、ホイスト、整備用プラットフォーム、移動航空塔、作業台（プラットフォーム、脚立を含む）、係止金具、電源車油圧機器

1740	飛行場用特殊トラック及び飛行場用特殊トレーラ	トラック、トレーラ、トラクタ、ドーリ
------	------------------------	--------------------

大分類 18 宇宙ビークル

小分類番号	分類名称	装備品等の例
1810	宇宙ビークル	宇宙ビークル
1820	宇宙ビークル構成品	宇宙ビークルの構成品、アクセサリ及び内部制御装置
1830	宇宙ビークル遠隔制御システム	宇宙ビークル遠隔制御システムの専用に設計された構成品
1840	宇宙ビークル発射筒	宇宙ビークル用として設計された発射筒
1850	宇宙ビークル用運用及び整備用装置	宇宙ビークル輸送用のトラック及びトレーラ、宇宙ビークル用の吊り具、吊り上げ装置、ジャッキ、送風機、掩蔽物
1860	宇宙生存装備	食料及び水製造装置、空気供給装置、シエルタ装備、動力発生、変換装置

大分類 19 船舶、小舟艇、ポンツーン及び浮きドック

小分類番号	分類名称	装備品等の例
1905	警備艦	護衛艦、潜水艦、掃海艦、掃海艇、掃海管制艇、掃海母艦、ミサイル艇、輸送艦、輸送艇
1925	補助艦	練習艦、訓練支援艦、多用途支援艦、海洋観測艦、音響測定艦、砕氷艦、敷設艦、潜水艦救難艦、潜水艦救難母艦、試験艦、補給艦、特務艦、特務艇
1935	支援船	えい船、水船、油船、廃油船、運貨船、起重機船、交通船、消防船、設標船、清掃船、作業船、練習船、敷設船、特務船、機動船、カッター、伝馬船、ヨット
1940	小舟艇	偵察ボート、動力ボート、渡河ボート、塔載艇
1945	浮きドック	浮きドック
1950	浮き乾ドック	浮き乾ドック

大分類 20 船体ぎ装品、船用品及び海上用品

小分類番号	分類名称	装備品等の例
2010	船艇用推進装置構成品	速推進軸、伝動装置（可逆減速ギヤー式） 電気防食装置、軸馬力計測装置、プロペラ （30t以下の小舟艇用を除く。）

2030	甲板補機	かじ取り機、かじ取機管制装置、テレモータ
2040	船用金具類及び船体ぎ装品	潜水艦用潜望鏡、いかり（250kgf以下ダンホース形を除く。）

大分類 22 鉄道用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
2210	機関車	蒸気機関車、ディーゼル機関車、電気機関車、ガソリン機関車、蓄電池機関車
2220	軌道車両	貨車、トロツコ、石炭車
2230	鉄道路線工事及び鉄道路線整備器材	タイタンバー、軌道モーターカー、軌道自動自転車、トロリフト
2250	鉄道路線用材料	軽軌条セット

大分類 23 グランドエフェクトビークル、自走車両、トレーラ及び自転車

小分類番号	分類名称	装備品等の例
2310	乗用車	救急車、人員輸送車大型、人員輸送車小型、業務車
2320	装輪式トラック及び装輪式トラックトラクタ	人員運搬車、武器運搬車、ジープ、ダンプ車、レッカー車、タンク車、燃料給油車、滑油給油車、爆弾運搬車、修理車、冷蔵車、戦車回収車、化学補給車、装甲車、トラック（導板橋用、浮のう橋用）、自走そり、雪上車、セミトレーラけん引車、トラックカーゴ、工作車、作業車、ウエポン、魚雷運搬車、バキューム車、じんあい収集車、弾薬作業車、けん引車、潤滑油車、集団検診車、衛星試験車、自走浮橋、ボルスタ付トラック、水陸両用装甲車、偵察警戒車、指揮通信車、除染車、化学防護車、冷凍冷蔵車
2330	トレーラ	トレーラ、セミトレーラ、弾薬運搬トレーラ、人員運搬トレーラ、燃料運搬トレーラ、ボールタイプトレーラ、工作用トレーラ、ホイルドーリ、カーゴトレーラ、タンクトレーラ、戦車輸送用トレーラ、ブラッドアンドステーキトレーラ、低床式トレーラ、酸素トレーラ、ボルスタ付トレーラ、窒素トレーラ、シエルタトレーラ

2340	オートバイ	オートバイ
2350	装軌式襲撃用車両及び装軌式戦術用車両	戦車、自走砲、戦車橋、戦車回収車、けん引車、雪上車、装甲車、装甲戦闘車、砲側弾薬車

大分類 24 トラクタ

小分類番号	分類名称	装備品等の例
2410	低速全装軌式トラクタ	カーゴトラクタ、装軌式トラクタ
2420	装輪式トラクタ	装輪式トラクタ、タイヤドーザ
2430	高速装軌式トラクタ	高速装軌式トラクタ

大分類 25 車両構成品

小分類番号	分類名称	装備品等の例
2510	車両用キャブ構造構成品、車両用ボデー構造構成品及び車両用フレーム構造構成品	車体（ぎ装を含む。）、シエルタ
2530	車両用（制動・操向・車軸・車輪・履帯）装置構成品	ゴム履帯・履帯、雪上履帯
2540	車両用調度品及び車両用アクセサリ	タイヤチェーン
2590	その他の車両構成品	車両用潜望鏡

大分類 26 タイヤ及びチューブ

小分類番号	分類名称	装備品等の例
2610	航空機用以外の空気入りタイヤ及び航空機用以外の空気入りチューブ	自動車用タイヤ、自動車用チューブ、雪上タイヤ
2620	航空機用空気入りタイヤ及び航空機用空気入りチューブ	空気入りタイヤ、空気入りチューブ
2630	ソリッドタイヤ及びクツションタイヤ	ソリッドタイヤ、セミクツションタイヤ

大分類 28 エンジン、タービン及びその構成品

小分類番号	分類名称	装備品等の例
2805	航空機用以外のガソリン往復エンジン及びその構成品	船舶用ガソリンエンジン、定着式ガソリンエンジン、ガスエンジン、一般用ガソリンエンジン
2810	航空機用ガソリン往復エンジン及びその構成品	星形ガソリンエンジン、V形ガソリンエンジン、立形ガソリンエンジン、水平対抗形ガソリンエンジン、航空機用ガソリン往復エンジン

2815	ディーゼルエンジン及びその構成成品	ディーゼルエンジン、セミディーゼルエンジン
2820	蒸気往復エンジン及びその構成成品	船用エンジン、定置式エンジン
2825	蒸気タービン及びその構成成品	船用タービン、蒸気タービン、送風タービン、発電機用タービン、水銀蒸気タービン、推進タービン
2835	航空機用以外のガスタービン及びジェットエンジン並びにその構成成品	ガスタービン、ジェットエンジン、コア・モジュール
2840	航空機用ガスタービン、航空機用ジェットエンジン及びその構成成品	ターボエンジン、ターボプロップエンジン、ラムジェットエンジン、航空機用ガスタービン、ジェットエンジン、コア・モジュール
2845	ロケットエンジン及びその構成成品	ロケットエンジン

大分類 29 エンジンアクセサリ

小分類番号	分類名称	装備品等の例
2915	航空機用エンジンの燃料系統構成成品	気化器、燃料ポンプ、ジェットエンジン燃料管制器、フユエルプライマ
2925	航空機用エンジンの電装系統構成成品	発電機、配電器、エンジン始動電動機
2935	航空機用エンジンの冷却系統構成成品	ラジエータ、冷却系統ポンプ
2950	ターボ過給器	ターボ過給器調節器
2995	航空機用のその他のエンジンアクセサリ	空気始動機、フツシユブル管制装置

大分類 32 木工用機器

小分類番号	分類名称	装備品等の例
3210	製材用のこ盤及び製材用かな盤	のこ盤、かな盤、送材車、耳づり盤
3220	加工用木工機械	穴あけ機、木工旋盤、木工フライス盤、帯のこ盤、形削り盤、ほぞ穴機、ほぞみぞ機、サンダー、万能木工機、丸のこ盤、木工ボール盤、彫刻盤、手押かな盤、マイタリング盤

大分類 34 金属加工用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
3410	電氣的及び超音波浸食機	放電加工機、電食加工機、研磨盤、火花浸食加工機、超音波式工作機械
3411	中ぐり盤	中ぐり盤、立旋盤、穴あけタツプ立盤
3412	ブローチ盤	ブローチ盤
3413	ボール盤及びねじ立て盤	ボール盤、ドリルプレス
3414	歯切り機械及び歯車仕上げ機械	歯切り機械、歯車仕上げ機械、歯切り盤、歯車ホブ盤、歯車ラツプ盤、歯車形削り盤、歯車シェービング盤、歯車研削盤
3415	研削盤	研削盤、バフ盤
3416	旋盤	旋盤、ねじ切り盤
3417	フライス盤	フライス盤、彫刻盤
3418	平削り盤及び形削り盤	平削り盤
3419	その他の工作機械	ホース切断機、バフグラインダ、ポリツシヤ、立削り盤、金切りのご盤、シェーパ、万能工作機、ホーニングマシン、コンターリングマシン(折曲機)
3424	金属熱処理用器材及び金属非熱処理用器材	焼入れ炉、電気炉、高周波誘導発電機、リベット炉
3426	金属仕上げ用器材	めつき装置、パーカラライジング装置、酸洗い装置、陽極処理
3431	アーク溶接用機器	アーク溶接機、アーク接合機
3432	電気低抗溶接用機器	電気低抗溶接機、スポット溶接機、フラツシユ溶接機
3433	ガス溶接機、加熱切断機及び金属溶射機器	アーク切断機、ガスろう付機、金属溶射装置、ガス溶接器、ガス切断機
3441	バンディングマシン及び成型機械、折曲機	折曲成型機械、クランプ機、折たたみ機、成型機、みぞ付け機、伸縮機
3442	動力水圧プレス及び動力空圧プレス	油圧プレス、水圧プレス、空気圧プレス
3445	押抜き機及びせん断機	打抜き機、せん断機、ニブリングマシン、ノツチ加工機
3449	その他の金属二次製品(成型・切断)機械	切断機
3450	可搬式工作機械	携帯用研削機、面削り盤、ボール盤、平削り盤、のご盤、形削り盤、ねじ切り盤、立削り盤、ターニング盤

3456	金属二次製品加工機械用切削工具及び金属二次製品加工機械用成型工具	ダイプリングマシン
3460	工作機械用アクセサリ	航空機整備用特殊工具
3465	工作用ジグ、工作用フィクスチャア及び工作用テンプレート	航空機整備用特殊工具

大分類 35 サービス用器材及び商業用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
3510	洗たく用器材及びドライクリーニング用器材	洗たく機械、分離機、プレス機械、乾燥機、アイロン盤、抽出機、折りたたみ機、蒸留器
3520	くつ修理工器材	くつ縫製機械、移動式くつ修理工場、移動式くつ修理工場用トレーラ
3530	工業用マシン及び移動式衣服工場用機器	工業用マシン（くつ縫製用を除く。）、移動式織物修理工場（トレーラとう載のもの）
3540	包装用機器及び荷造り用機器	荷造り機、こん包プレス、充てん機、折りたたみ機、密封機、包装機

大分類 36 特殊工業用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
3610	印刷用器材、複写用器材及び製本用器材	複写機用トレーラ、写真植字機セット・青写真現像機、青写真印刷機、写取り機、穴あけ機、写真製版機、セミトレーラとう載用印刷プラント植字機、製本機、乾燥機、ブローチ盤、モノタイプ、けん盤機
3655	固定ガス発生装置、固定ガス分配装置、移動ガス発生装置及び移動ガス分配装置	ガス発生装置、ガス充てん装置、液酸タンク装置、水素発生機、発生プラント（酸素一室素、セミトレーラ取付け）、貯蔵ユニット、分離機
3695	その他の特殊工業用器材	チェンのこ、コイル巻き機、特殊せん孔機、含浸装置、食刻機（プリント板）、はぎ（剥）取機

大分類 37 農業用機器

小分類番号	分類名称	装備品等の例
3740	防疫用機器及び防霜用機器	噴霧装置
3750	園芸用機器	草刈機（けん引用）

大分類 38 建設用機械、鉱山用機械、掘さく用機械及び道路整備用機械

小分類番号	分類名称	装備品等の例
3805	運土用機械及び堀さく用機械	ローダ、スクレーパ、グレーダ、みぞ堀り機、油圧シヨベル、地ならし機、ダンプトラクタ、ダンプトレーラ
3810	クレーン及びクレーンシヨベル	クレーン、クレーンシヨベル
3815	クレーンアタッチメント及びクレーンシヨベルアタッチメント	シヨベル、フェアリード、バケツト、ブーム、クレーンシヨベルスキマ
3820	鉱山用機械、さく岩用機械、ボーリング用機械及びその関連機械	はん式アースオーガ、非けん引式アースオーガ、クラツシヤ、クラツシヤプラント、採石セツト、さく井機器、さく岩機、さく孔機、ジヤンボ
3825	道路障害除去用機械及び清掃用機械	モータースイパ、除雪車、散水車、ロードマーカ、地雷処理車、地雷排除車、水運搬車、バキュームスイパ、バキュームクリーナ、ローダ装輪式用除雪装置、マーキング機
3830	トラック用アタッチメント及びトラクタ用アタッチメント	ブルドーザ、シヨベルドーザ、ウインチ（トラック・トレーラとう載用のもの）、オーガ（トラック・トレーラとう載用のもの）、ブレード、シヨベル、バケツトローダ、除雪プラウスイパ、ロードマグネット、散水器、クレーン等のアタッチメント、クレーン（非とう載）
3895	その他の建設用機械	バツチングプラント、トロリーバツチヤ、コンクリートミキサ、トランシツトミキサ、コンクリートカタ、コンクリート運搬車、コンクリートポンプ、コンクリートスプレツダ、コンクリートバイブレーダ、コンクリートフィニツシヤ、アスファルトプラント、モートバツチヤ、アスファルト加熱機、アスファルトケトル、アスファルト散布車、アスファルトフィニツシヤ、ローラ、シープフートローラ、ルータ、ソイルスタピライザ、ドライバーパイル、くい打機、巻線機、ケーブル巻取機、ジョイントクリーナ、

		アスファルト舗装セット、コンクリートピン打機、集じん機
--	--	-----------------------------

大分類 39 物資取扱い用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
3910	コンベヤ物資取扱い機器	コンベヤ、ケーブルウエイ（トロツコ・空中つり式）
3920	非自走式物資取扱い機器	ドリートラック、ハンドトラック、ドラムかん運搬機、ドラムかん積卸機、アキオ、トレーラ、トラック
3930	自走式倉庫用トラック及び自走式倉庫用トラクタ	フォークリフトトラック、倉庫用トラック、ダンプトラック
3950	ウインチ、ホイスト、クレーン及びデリック	クレーン、揚びよう機、ホイスト、巻上機、揚貨機、揚艇機
3990	その他の物資取扱い機器	自動倉庫システム

大分類 40 ロープ、ケーブル、チェーン及びその取付け金具

小分類番号	分類名称	装備品等の例
4010	チェーン及びワイヤロープ	ワイヤロープ、チェーン、びよう鎖
4020	繊維製ロープ、繊維製鋼具及び繊維製より糸	繊維ロープ、コード、ランヤード（締め索）、ただし、登山用及びスリング用を除く

大分類 41 冷凍装置、空気調節装置及び空気循環装置

小分類番号	分類名称	装備品等の例
4110	冷凍装置	冷凍機（アイスクリーム製造機を含む。）、冷凍装置、電気冷蔵庫（J I S規格品を除く。）、クーラ・ミルク用、製氷機
4120	空気調節装置	空気調節装置
4130	冷凍装置用及び空気調節装置用の構成品	冷凍機用圧縮機、空気調節装置用圧縮機、冷却器、熱交換機
4140	扇風機空気循環装置及び送風装置	送風機、排気装置（家庭用を除く。）

大分類 42 消火用器材、救命用器材及び安全用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
4210	消火用器材	消防車、消火器、消防整備車、破壊救難車、水運搬車、粉末散布車、液体散布車、ホース搬送車、不時着救護車（消火）、はしご車、消火用トレーラ
4220	海上救命用器材及び潜水用器材	救命いかだ、船用救命具、救命浮舟、救命胴衣、航空用救命ボート、潜水服、潜水具、

		レスキューチェンバ、膨脹式救命いかだ、潜水夫用長か（靴）、手袋、マスク、上下服、ズボン、生存用具（救命）
4230	汚染除去用器材及び防護処理用器材	車載除染装置、可搬式除染器、除染剤、消染装置
4240	安全用器材及び救命用器材	防護マスク、酸素マスク、昇柱器、酸素調整器、呼吸装置、安全ベルト、ヘルメット、防音具、登はんスパイク（柱）

大分類 43 ポンプ及び圧縮機

小分類番号	分類名称	装備品等の例
4310	圧縮機及び真空ポンプ	コンプレッサ（定置式及び製氷用を除く。）、真空ポンプ
4320	動力ポンプ及び手動ポンプ	ポンプ
4330	遠心分離機、分離機、加圧ろ過機及び真空ろ過機	加圧ろ過機、真空ろ過機、油清浄機、油水分離機

大分類 44 炉、蒸気発生装置及び乾燥装置

小分類番号	分類名称	装備品等の例
4410	工業用ボイラ	船用ボイラ、補助ボイラ、温水かん、温水ボイラ
4420	熱交換装置及び復水器	熱交換装置、復水器、冷却器、加熱器（給水、液体）、デアレータ
4430	工業用炉及び工業用カマド	乾燥炉、電気炉
4440	乾燥機、脱水機及び奪水機	アドソール装置、乾燥機、脱湿機、蒸発機
4460	空気清浄装置	収じん装置、沈殿機

大分類 45 配管用器材、暖房用器材及び衛生用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
4520	暖房装置及び温水器	大形湯沸器、ガソリンヒータ

大分類 46 浄水器及び汚物処理器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
4610	浄水装置	浄水セット、融雪機、塩素滅菌機、貯水そう、純水製造装置、救命用飲料水蒸留装置
4620	船用水蒸留装置及び工業用水蒸留装置	造水装置
4630	下水処理装置	艦船用汚物処理装置

大分類 47 パイプ、チューブ、ホース及びそのフィッティング

小分類番号	分類名称	装備品等の例
4720	フレキシブルホース及びフレ	ホース、じゃ管

	キシブルチューブ	
4730	ホース用フイツテイング、パイプ用フイツテイング、チューブ用フイツテイング、ホース用特殊消耗品、パイプ用特殊用品及びチューブ用特殊用品	ノズル（継手を含む。）コネクタ、カツプリング、流出制限器

大分類 49 整備工場用器材及び修理工場用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
4910	自動車整備工場専用器材及び自動車修理工場専用器材	噴射ポンプ試験機、自動車用リフト、自動車用テストスタンド、バルブリフエーサ、ブレーキテスタ、電気試験機、バルブシートグラインダ、けん引力計、油圧テスタ、サーフェースグラインダ、エンジンアナライザ、動力計
4920	航空機整備工場専用器材及び航空機修理工場専用器材	エンジンスタンド、航空機整備用特殊工具、テストスタンド、テスタ、アナライザ、航空機とう載武器等整備修理用特殊用具、試験器及び付属品、メンテナンスサービスユニット
4921	魚雷整備専門器材、魚雷修理専用器材及び魚雷点検専用器材	魚雷整備専用器材、魚雷修理専用器材及び魚雷点検専用器材
4923	爆雷整備・修理及び点検専用器材並びに水中機雷の整備修理及び点検専用器材	爆雷整備・修理及び点検専用器材並びに水中機雷の整備修理及び点検専用器材
4925	弾薬整備工場専用器材及び弾薬修理工場専用器材	給弾器、雷管試験装置、電気回路試験装置、地雷収容かん試験セット
4930	潤滑油供給用器材及び燃料供給用器材	プレオイルタンク装置（ポンプ付）、防せい油噴霧装置
4931	射撃管制装置整備工場専用器材及び射撃管制装置修理工場専用器材	射撃指揮装置整備修理用特殊用具、試験器、追跡距離計算機、アンテナ操作試験セット、油圧ポンプ、ギヤーリング試験セットテスタ
4933	武器整備工場専用器材及び武器修理工場専用器材	武器等整備修理用特殊用具、試験器、銃身引伸機、ばね圧縮機、ロケット発射機電気回路試験セット

4935	誘導弾整備工場専用器材、誘導弾修理工場専用器材及び誘導弾検査工場専用器材	誘導弾整備修理用特殊用具、試験器、蓄圧器、ミサイル誘導整合セット、発射台整合セット、シンクロ校正器、遠隔操作装置検定器材、制御装置、欠陥記録器、試験セット、誘導弾飛行シミレータ、オシロスコープ操作装置
4940	その他の整備工場専用器材及び修理工場専用器材	修理車、ボイラチューブクリーナ、ペイント吹付装置、シヨットブラスト装置散布機、スプレーワーズ、燃料流量計試験機、コイル巻取機、コイル巻線機、加硫機、サンドブラスト装置、油分離器、中ぐり盤（鉄道整備形）

大分類 51 工具

小分類番号	分類名称	装備品等の例
5120	刃なし具	携帯シャベル
5130	動力付き工具	シリンダーホーニングマシン
5133	手動式のドリル・カウンタボア及びカウンタシンク並びにタ動力式のドリル・カウンタボア及びカウンタシンク	航空機用特殊工具
5136	手動式のタツプ・ダイス及びコレット並びに動力式のタツプ・ダイス及びコレット	航空機用特殊工具
5140	工具用容器及び金物用容器	航空機整備用特殊工具箱、工具箱
5180	工具セット、工具キット及び工具アウトフィット	工具セット、工具キット、空気工具セット

大分類 52 計測工具

小分類番号	分類名称	装備品等の例
5210	技工用計測工具	インチ計測用工具、航空機用特殊工具、ブロックゲージ、オプチカルフラット
5220	検査ゲージ及び精密測定工具	定盤、航空機整備用特殊工具、地上動力用特殊工具、航空機用検査ゲージ、ゲージ類
5280	計測工具（セット・キット・アウトフィット）	航空機用計測工具のセット・キット・アウトフィット、消火器用ゲージ類、砲こう（腔）腐食ゲージセット

大分類 54 組立式構造物及び足場

小分類番号	分類名称	装備品等の例
-------	------	--------

5410	組立て式建物及び可搬式建物	シエルタ
5420	固定式橋りょう及び浮遊式橋りょう	固定式ブリッジセット、浮遊式ブリッジセット、ポント式ブリッジ、アルミ導板、ランプ導板、ブラケット、索道セット
5430	貯蔵タンク	プレオイルタンク（ポンプなしのもの）、貯蔵タンク
5440	足場装置及びコンクリート打ち形	鋼製わく組足場セット

大分類 56 建設材料

小分類番号	分類名称	装備品等の例
5680	その他の建設材料	航空機用着陸マット、けん引車用マット

大分類 58 通信機材、探知器材及びコヒレント放射線器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
5805	電話装置及び電信装置	電信中継装置、電話中継装置、電話機、電話交換機、電信機、中継台、自動電けん装置、搬送電話端局装置、搬送電信端局装置、搬送電話中継装置、搬送電信中継装置、ハイブリット、遠隔操縦装置、秘話装置、信号発信機、無電池電話機
5810	通信保全器材及びその構成品	暗号機
5815	印刷電信機及び模写電送装置	さん孔送受信装置、印刷電信機、模写電送装置、写真電送装置、監査装置、テープ巻取機
5820	航空機とう載用以外の無線送受信装置及びテレビジョン送受信装置	送信機、受信機、送受信機、中継装置、端局装置、車載装置、遠隔計測装置
5821	航空機とう載用の無線送受信装置及びテレビジョン送受信装置	送信機、受信機、送受信機、中継装置
5825	航空機とう載用以外の無線航法装置	方向探知機、ビーコン、ロラン、シヨラン、ソデツカ、航法用端局装置、VOR装置、ILS、GCA装置
5826	航空機とう載用無線航法装置	方向探知機、ビーコン、ロラン、シヨラン、デツカ、タカン航法装置、VOR装置、電波高度計、ドプラーナビゲータ、計器着陸誘導システム
5830	航空機とう載用以外の相互通	拡声装置、指令装置（指令分岐装置を含

	信装置及び放声装置	む。)、有線放送装置、屋内通信装置
5831	航空機とう載用の相互通信装置及び放声装置	交話装置、構内通信装置
5835	録音装置及び再生装置	録音装置、録画装置、録音再生装置、録画再生装置、蓄音機
5840	航空機とう載用以外のレーダ装置	レーダ装置、G C I 装置、レーダ指示器、G C A 装置、レーダ装置用地図信号発生装置
5841	航空機とう載用レーダ装置	レーダ装置、レーダ指示器
5845	水中音響装置	音響探信儀、水中通話機、聴音浮標（同受信装置を含む。）、水中雑音監査機、ソーナドーム、ドップラーメータ、水中聴音機、音道直視装置、音響試験装置、音響探信儀試験装置、水中聴音機試験装置、ソノブイ発射筒、ソノブイレシーバ、音響式機雷探知器、距離記録器、距離校正装置、対潜測音機
5850	可視光線通信装置及び不可視光線通信装置	赤外線通信装置（暗視器、しろう信儀）
5855	放射線発射暗視器材及び放射線反射暗視器材	照準装置、観測装置、照準観測妨害装置、目標探知機、放射線増幅器、光導電体、遠隔視察装置、操縦用暗視装置、操縦用投光器、操縦用受像器、照準暗視装置、そ撃用暗視装置
5860	誘発コヒレント放射線の装置・構成品及びアクセサリ	レーザ装置、メーザ装置、検知機、反射器、励磁機、照準検知器
5865	E C M 器材、E C C M 器材及びQ R C 器材	電波妨害装置、逆探装置
5895	その他の通信装置	敵味方識別装置、モバイルコントロールユニット、マツド、コンソール、タカン（航空機とう載用、地上用）、分析指示装置、電子算定機、航法計算装置、距離測定装置、送受切換装置、自動警戒管制装置

大分類 59 電気機器構成品及び電子機器構成品

小分類番号	分類名称	装備品等の例
5960	電子管及び付属金具	電子管
5965	ヘッドセット、ハンドセット、	ヘッドセット、スピーカ、マイクロホン

	マイクロホン及びスピーカ	
5975	電気工事用金具類	柱上帯、宙乗器
5985	アンテナ、導波管及びその関連器材	空中線（導波管を含む。）、空中線同調装置、空中線結合装置、空中線結合器、擬似空中線、レドーム

大分類 60 光ファイバ用材料、構成品及び装置

小分類番号	分類名称	装備品等の例
6015	光ファイバケーブル	光ファイバケーブル
6030	光ファイバ装置	光ファイバ装置

大分類 61 電線、電力用器材及び配電用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
6105	電動機	電動機
6110	電気制御装置	制御管制装置、電圧調整器、配電盤
6115	発電機及び発電機セット	発電機、発動発電機、電源車、無停電電源装置
6120	配電用変圧器及び発電所用変圧器	変圧器
6125	回転電流変圧器	回転変流機、電動発電機、位相変換機、周波数変換装置
6130	非回転電流変換機	整流器（金属片、管球、機械）、充電器、バイブレータ、無停電電源装置
6140	二次電池	二次電池
6145	電線及びケーブル	船舶用ケーブル（消磁用ケーブルを含む。）、照明装置用配線ケーブル、野外用電線、野外用ケーブル、海底電線

大分類 62 照明器具及びランプ

小分類番号	分類名称	装備品等の例
6210	屋内用電気照明器具及び屋外用電気照明器具	屋内用電気照明器具、屋外用電気照明器具
6220	乗り物用電気照明器具	船舶用照明器具、航空用照明器具、航海燈
6230	可搬式電気照明器具及び手さげ式電気照明器具	投光器、探照燈、照明燈
6240	電燈	

大分類 63 警報装置及び信号装置

小分類番号	分類名称	装備品等の例
6320	船舶用警報装置及び船舶用信号装置	船舶用警報装置、船舶用信号装置

6330	鉄道用警報装置及び鉄道用信号装置	鉄道用警報装置、鉄道用信号装置
6340	航空機用警報装置及び航空機用信号装置	航空機用警報装置、航空機用信号装置
6350	その他の警報装置及び信号装置	警報装置、信号装置（ただし、上記のものを除く。）火災警報操作装置

大分類 65 医科用器材、歯科用器材及び獣医科器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
6515	医療用器械、医療用器具及び医療用用品	診断用器材、手術用器材、治療用器材、保健衛生用器材、獣医科用器材
6520	歯科用器材、歯科用器具及び歯科用用品	診断用器材、手術用器材、治療用器材、技工用器材
6525	医療用X線装置及び医療用X線用品	X線装置、自動現像装置、X線フィルム用観察装置
6530	病院用器械、病院用器具、病院用備品及び病院用用品	消毒用器材、病室用器材、手術用器材、治療用器材、調剤用器材、製剤用器材、患者運搬用器材
6532	医療施設用被服及び医療施設用特殊繊維製品	医療用被服
6545	医療用セット、医療用キット及び医療用アウトフィット	医療セット、検査セット

大分類 66 計測用器材及び試験用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
6605	航法用計測器具	八分儀、プロット盤、水中測程儀、偏流測定儀、六分儀、転輪ら針儀、記録盤、測程儀、測深儀、方向指示計、磁気コンパス、傾斜儀、対勢儀、方位鏡、方位かん、照準儀、情報記録装置、航程中継発信機、対勢作図盤、真気速送信機、大気諸元計算装置、慣性航法装置、航法計算機
6610	飛行用計器	姿勢指示装置、速度計、昇降度計、施回計、ピトー管水平儀、加速度計、脚フラツプ指示器、大気温度計、高度計
6615	自動操縦装置及び航空機とう載ジャイロ構成品	自動操縦装置、姿勢基準装置
6620	エンジン用計器	航空機エンジン用計器、船舶エンジン用計器

6625	電気特性測定用器材、電気特性試験用器材、電子特性測定用器材及び電子特性試験用器材	周波数測定装置、回路素子測定装置、電波測定器、空中線測定器、発振器、検出器、測定用素子測定器、電子特性測定器、トランジスタ特性測定器、有線用総合試験装置、無線用総合試験装置、絶縁耐圧試験器、線路測定器、電気計器、電圧測定器、電流測定器、電力測定器、抵抗測定器、振動試験機、磁気測定器、航空計器用試験器、電波機器用総合試験装置、ガードループ、磁気探知機、船体磁気測定装置、ストロボスコープ、導磁率計
6630	化学分析用器械	熱量測定器、ガス分析器、PH試験器、燐酸液測定器、火薬安定度測定器、塩素測定器、血液ガス測定装置、自動分析装置
6635	物理的特性試験用機器	金属材料探傷機、ゴム試験機、スプリング試験機、材料試験機（硬度計を含む。）、木材試験機、ダイナミックバランサ、紫外線物質測定機、工業用X線機械、コンクリート試験機、アスファルト試験機、土質試験機、土圧試験機、強力試験機器、ピトー静圧テスト、テイルトテーブル、ビツクアツプ、テンションメータ、フィクチャ
6640	実験室用機器及びその用品	ふ卵器、遠心沈澱器、真空そう、恒温器、実験室用炉
6645	時間測定用機器	各種時計、時計検査機
6650	光学機械	顕微鏡、望遠鏡、病理用顕微鏡、双眼鏡、光学機械試験機、触針式平面検査器
6655	地球物理学用器材及び天文学用器材	水温記録器、水温記録巻上機、海流測定機、流速計、採でい器、水中照度計
6660	気象観測用器械及び気象観測用装置	ラジオゾンデセット、風向計、風速計、風力計（電動式）、風信儀、温度計、湿度計、気象レーダゾンデ、気象レーダゾンデセット、観測装置（百葉箱、気密箱、作業盤）雲高計、気圧計、雨量計、気象日記装置、時報電話装置、シーロメータ、トランスミツソメータ、気象レーダ装置
6665	障害検出用器械及び障害検出	放射線測定器、放射線源、ガス検知器、機

	用装置	雷探知機、地雷探知器セット、線量計、線量計用計測器
6670	度量衡器	度量衡器
6675	製図用器材、測量用器材及び 地図用器材	トランシット、平板セット、地図判読器、精密実体鏡、経緯儀、精密展開機、実体図化機セット、写真測量セット、航空写真処理セット、地図複製セット、偏位修正セット
6680	流量計、ガス流量計、液面計 及び機械的運動計測器械	回転計、回転計試験器、流量計試験器、回転数測定器
6685	圧力計測用器材、温度計測用 器材、湿度計測用器材、圧力 制御用器材、温度制御用器材 及び湿度制御用器材	温度測定器、圧力試験器、気圧計
6695	複合計器及びその他の器械	動力計、ポテンションメータ

大分類 67 写真器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
6710	映画撮影機	撮影機、ガンカメラ
6720	カメラ	航空カメラ、複写機、レーダーレコーディングカメラ、製版カメラ
6730	映写用器材	映写機（スライド用を含む。）、射撃監査装置
6740	写真現像用器材及び写真仕上げ 用器材	現像器、焼付け機、引伸し機、乾燥機
6770	処理済みフィルム	映画フィルム（無声、発声）
6780	写真用セット、写真用キット 及び写真用アウトフィット	写真装置（トレーラとう載のもの）、野外写真処理装置

大分類 68 化学薬品及び化学製品

小分類番号	分類名称	装備品等の例
6810	化学薬品	試験用燃料、メタミックス
6850	その他の特殊化学薬品	不凍液、ドライクリーニング溶剤、潤滑油、航空機用洗剤

大分類 69 教材及び訓練器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
6910	教材	トレーナ、ダミー
6920	武器訓練器材	装てん演習機、ターゲットブレーン、照準演習機、えい航標的、射撃標的、音響探知

		標的、ヒットインチゲータ、サブマリナーターゲット、魚雷用標的、誘導弾訓練器材
6930	操法訓練器材	リンクトレーナ、脱出訓練装置、施回試験装置、シミレータ、ガス天幕、操縦訓練機、戦術訓練機、航空士チーム訓練装置、整備訓練機、ソーナ訓練装置、天文航法訓練装置、推測法訓練装置
6940	通信訓練器材	符号練習機、信号訓練機器、レーダ訓練機器、ソノブイトレーナ、G C A トレーナ

大分類 70 自動データ処理装置

小分類番号	分類名称	装備品等の例
7010	自動データ処理装置	電子計算機、電子計算機システム
7021	自動データ処理中央処理装置	電子計算機用中央処理装置
7025	自動データ処理（入・出力・記憶）装置	電子計算機用（入・出・記憶）装置

大分類 71 家具

小分類番号	分類名称	装備品等の例
7105	住居用家具	ベット、床板
7110	事務用家具	特殊金庫
7125	キャビネット、ロッカ、ビン及びたな材料	特殊とだな

大分類 72 住宅用調度品、一般用調度品、住宅用器具及び一般用器具

小分類番号	分類名称	装備品等の例
7210	住居用調度品	マットレス、毛布（覆いを含む。）、まくら（覆いを含む。）、掛ふとん（覆いを含む。）、かや、シーツ

大分類 73 調理用器材及び配ぜん用器材

小分類番号	分類名称	装備品等の例
7310	調理用器材・製パン用器材及び配ぜん用器材	ガスボイラ、レンジ、魚焼き器、揚げ物器、保温配食たな、いため機、しるたきがま
7320	台所用機器	連続式食器洗浄機、球根皮むき機、調理機、配食かん
7330	台所用具	保温配食かん
7350	食器類	合成樹脂製食器、金属製食器
7360	調理用セット、調理用キット、調理用アウトフイット、ぜん用セット、配ぜん用キット及	組食器配食たな、野外炊具、野外炊具入組品

	び配ぜん用アウトフィット	
--	--------------	--

大分類 78 娯楽用具及び運動用具

小分類番号	分類名称	装備品等の例
7810	運動用品及び競技用品	銃剣道防具、剣道防具

大分類 80 ブラシ、ペイント閉塞剤及び接着剤

小分類番号	分類名称	装備品等の例
8010	ペイント、ドーブ及び関連製品	調合ペイント、防火ペイント、さび止めペイント、プライマ、エナメル、シンナ、ラツカー、ドーブ

大分類 81 容器及び包装材料

小分類番号	分類名称	装備品等の例
8110	ドラム及びかん	ドラムかん、燃料携行かん、ふた付かん
8120	商業用ガスボンベ及び工業用ガスボンベ	高压ガス容器、高压気蓄機
8130	リール及びスプール	絡車、絡車軸
8140	弾薬箱・弾薬包装材及び弾薬特殊容器	火薬かん、誘導弾輸送容器、誘導弾貯蔵容器

大分類 83 繊維用品、皮革、毛布、衣服用附属品、くつ用附属品、天幕及び旗

小分類番号	分類名称	装備品等の例
8305	織物	生地（補修、雑用を除く。）、帆布
8340	天幕及び防水布	天幕、覆い（航空用エンジン用）、防水帆布、携帯天幕
8345	旗及びペナント	国旗、自衛艦旗、隊旗、信号旗、信号標識

大分類 84 被服、個人装具及び記章

小分類番号	分類名称	装備品等の例
8405	外衣	制服、外とう、雨衣（作業用雨衣を含む。）、ワイシャツ、正帽（覆いを含む。）、略帽、作業帽、作業服、作業外被
8415	特殊被服	航空用被服、戦車用被服、空てい用被服、偽装用被服、防火用被服、運動服、防護用被服、鉄帽（中帽を含む。）、航空ヘルメット、航空機誘導服、防寒被服
8420	下着	夏シャツ、冬シャツ、夏ズボン下、冬ズボン下
8430	履物	短靴、半長靴、編上靴、航空靴、戦車靴、空挺靴、防寒靴、運動靴、ゴム靴、安全靴、防火靴、潜水艦作業靴

8440	靴下類、手袋及び被服アクセサリ	ネクタイ、バンド、きゃはん、手袋、靴下
8455	バッジ及び記章	部隊章、帽章、階級章、精勤章
8465	個人装具	背のう、衣のう、弾薬帯、けん銃帯、スリーピングバッグ、飯ごう（覆いを含む。）、水筒（覆いを含む。）、スキー、眼鏡、背負板、救急品袋、銃コンテナ、儀礼刀
8475	特殊航空被服及びアクセサリ	対G服、航空用特殊ヘルメット、与圧手袋、与圧服用耐水下着、与圧服、耐水服、耐寒服

大分類 89 食料

小分類番号	分類名称	装備品等の例
8905	食肉・家きん及び魚	非常用食糧、特殊食糧（艦船用を含む。）
8920	パン及び穀物	非常用食糧、特殊食糧（艦船用を含む。）
8930	ジャム・ゼリー及びブレザーブ	非常用食糧、特殊食糧（艦船用を含む。）
8940	特殊食料及び特殊加工品	非常用食糧、特殊食糧（艦船用を含む。）
8970	詰合せ食料品	非常用食糧、特殊食糧（艦船用を含む。）

大分類 91 燃料、潤滑油、油脂及びワックス

小分類番号	分類名称	装備品等の例
9110	固形燃料	石炭（船舶用を除く。）
9130	石油を基剤とする液体推進剤及び燃料	ガソリン、ジェット燃料。ただし、寄港地用、貯蔵タンクを保有しない航空基地の航空機用、地方協力本部用及び離島用を除く。
9135	化学薬品を基剤とする液体推進燃料及び酸化剤	誘導弾用燃料
9140	燃料油	灯油、軽油、重油。ただし、寄港地用、貯蔵タンクを保有しない艦船基地の艦船用、地方協力本部用及び離島用を除く。
9150	切削用油、潤滑用油、油圧用油、切削用グリース、潤滑用グリース及び油圧用グリース	エンジン油、タービン油、グリース。ただし、寄港地用、地連用及び離島用を除く。

大分類 99 その他のもの

小分類番号	分類名称	装備品等の例
9905	標識及び広告用品	夜光標識（反射板を含む。）

役務

役	務	内	容
			固定翼航空機の組立、整備及び修理（高段階に限る。）
			回転翼航空機の組立、整備及び修理（高段階に限る。）
			グライダーの組立、整備及び修理（高段階に限る。）
			船舶の特別改造（海上幕僚長の申請に基づき防衛大臣が承認したものに限る。）
			航空機用ガソリンエンジンの組立整備及び修理（高段階に限る。）
			航空機用ガスタービン、ジェットエンジンの組立、整備及び修理（高段階に限る。）
			ロケットエンジン及びその構成品の組立、整備及び修理（高段階に限る。）
			有償援助による調達に伴う輸送
			衛星通信役務（一般料金が設定されている場合を除く。）

- 注： 1 本体と共に購入する場合の附属品及び予備部品並びにこれらとおおむね同時期に購入する維持部品は、この表に掲載されているものとみなす。
- 2 この表に掲載されている装備品等にその特性又は用途が類似している装備品等は、この表に掲載されているものとみなす。
- 3 この表に掲載する輸出品以外の輸出品（部品を除く。）及び防衛装備庁に係る試作品又は仮作を伴う研究委託は、この表に掲載されているものとみなす。
- 4 この表に掲載されている装備品等の構成品（この表に掲載されているものを除く。）は、この表に掲載されているものとみなす。ただし、特別な事由があるため、大臣官房長等が自ら調達することが適切なものについては、この限りでない。
- 5 有償援助により調達する装備品等及び役務については、有償援助による調達の実施に関する訓令（昭和 52 年防衛庁訓令第 18 号）第 4 条の定めるところによる。
- 6 情報システムの整備（新規開発、機能追加、更改及びこれらに付随する環境の整備をいう。）に係る調達は、この表に掲載されているものとみなす。ただし、特別な事由があるため、大臣官房長等が自ら調達することが適切なものについては、この限りでない。
- 7 この表に掲載されている装備品等の賃貸借及び調査研究は、この表に掲載されているものとみなす。ただし、特別な事由があるため、大臣官房長等が自ら調達することが適切なものについては、この限りでない。

調 達 基 本 計 画 書
予 算 科 目 別 総 括 表

別記様式（第9条関係）

1

予 算 科 目	予算額	予 算 執行額	事 項 別											備 考	
			新装備品	船 舶	航空機	車 両	武器弾薬	通 信	燃 料	被 服	需品・糧食	ナイフ・ホーク	整備器材		輸 送
(例) (組織) 防衛本省 (項) 防衛本省 09 営 舎 費 営舎用備品費 寝 具 費 燃 料 費 09 油 購 入 費 航空機用油購入費 車両用油購入費 (項) 武器車両等購入費 09 武器購入費 編成装備品費 武器購入費 09 通信機器購入費 編成装備品費 通信機器購入費															

- (注) 1 事項別の区分については、経理装備局等の装備品等の特徴別に区分する。
2 調達基本計画は、装備品等別、中央調達別、地方調達別に作成する。
3 新装備品は、国家安全保障会議の議決装備品等を記入し、船舶以下各事項の金額の内数とする。

